

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19） ドナー適格性判定基準（2024/3/25 改訂）

	詳 細	BMH	PBSCH
新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	<p>■新型コロナウイルス感染症が確定した場合、</p> <p>1) 無症状で、新型コロナウイルス検査(PCR または抗原検査)で陽性になった場合、検査の検体採取日から G-CSF 投与、自己血採血、DLI は2週間、骨髄採取は4週間を経過すれば可。 ただし、最終判断は採取施設判断とする。</p>	B	B
	<p>2) 軽症※の場合、回復(完全に症状消失)後、G-CSF 投与、自己血採血、DLI は2週間、骨髄採取は6週間を経過すれば可。ただし、最終判断は採取施設判断とする。</p> <p>※軽症：いずれにも該当しないもの ・肺炎の診断あり ・SP02:95%以下になった ・酸素投与を受けた</p>	B	B
	<p>3) 1) 2) に該当しない場合、回復(完全に症状消失)後、骨髄採取、G-CSF 投与、自己血採血、DLI は1 2週間を経過すれば可。</p>	B	B
	<p>■同居者が感染者に該当した場合、2 週間経過すれば可。</p>	A	A
	<p>■重症※と診断された場合、不可。</p> <p>※重症：いずれかに該当するもの ・ICU に入室した ・人工呼吸器を使用した</p>	D	D

## ドナー適格性判定基準（2024/3/25 改訂）新旧対照表

現行		改訂後	
詳細	BM/PB	詳細	BM/PB
■同居者が感染者に該当した場合、2 週間経過すれば可。	B	■同居者が感染者に該当した場合、2 週間経過すれば可。	A